別表十（一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する内国法人が租税特別措置法第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この号及び第３号において「平成26年改正法」という。）附則第86条第５項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第60条（第１項の表の第３号に係る部分に限る。）（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「軽減対象所得金額　(6)」の欄は、租税特別措置法施行令第36条第３項及び第７項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）附則第21条第１項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第36条第３項及び第４項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定により計算した金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「所得基準額　(7)×$\frac{40}{100}$　(8)　」の欄は、平成26年改正法附則第86条第４項に規定する旧認定法人については、同欄中「40」とあるのは、「35」として記載すること。

別表十㈣の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。）第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」及び「若しくは平成25年旧措置法第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を削り、同第11号中「若しくは第68条の61第１項又は平成25年旧措置法第58条第２項若しくは第68条の61第２項」を「又は第68条の61第１項」に、「租税特別措置法第58条第２項」を「同法第58条第２項」に改める。

別表十㈤の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」を「租税特別措置法第68条の62の２」を「同法第68条の62の２」に改め、「若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」を削る。

別表十㈤付表１の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」及び「若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」を削る。

別表十㈤付表11の記載要領中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」及び「若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）」を削る。

別表十㈦の記載要領第１号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）」を「租税特別措置法第68条の99」を「同法第68条の99」に改め、「若しくは平成25年旧措置法第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）」及び「当該事業年度又は連結事業年度が平成25年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度であるときは、「損金算入限度額　(16)　((1)の金額が7,000万円超である場合は０)　」の欄は、「損金算入限度額　(3)　」として記載すること。なお、」を削り、同第11号中「法人が租税特別措置法」の次に「第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成26年旧措置法」という。）」を加え、「連結法人が同法」を「連結法人が租税特別措置法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）若しくは平成26年旧措置法」に改める。

別表十㈧の記載要領第11号中「（同条第３項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除く。）」を削る。

別表十㈨の表を次のように改める。